

国民健康保険税（国保税）のお知らせ

◇国保税の課税限度額の引き上げ

平成26年度から国保税の課税限度額が次のとおりとなります。

	平成25年度		平成26年度
医療費分	51万円	→	51万円（現行）
後期支援分	14万円	→	16万円（改定）
介護納付分	12万円	→	14万円（改定）
合計	77万円	→	81万円（改定）

※世帯の中に40歳から64歳までの被保険者の方がない場合の合計額は、67万円

◇特例対象被保険者等（非自発的失業者）に該当する方は国保税が軽減されます。（申告が必要）

下記要件のすべてに該当する方が対象です。

- ①平成21年3月31日以降に離職された方
- ②雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- ③雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※軽減期間は離職日の翌日の属する年度からその翌年度末までとなります。



◇納税の責任は世帯主

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。そのため、世帯主が国保に加入していなくても家族の中に国保の加入者がいる場合は、世帯主に納税通知書を送付することになります。

【国保税の納付方法】

- **普通徴収** 納税通知書または口座振替による納付（特別徴収以外の方が対象となります。なお、年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収となります。）
- **特別徴収** 年金天引き（世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって、年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の1/2を超える場合は普通徴収となります。）

【国保税の納税通知書などの送付時期】

各年度分の保険税については、毎年7月中旬に納税通知書または特別徴収通知書などを送付します。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）

☎32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.tokushima.jp

介護保険料のお知らせ

保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

【介護保険料の納付方法】

- **普通徴収** 納付通知書または口座振替による納付（特別徴収以外の方が対象となります。なお、年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収となります。）
- **特別徴収** 年金天引き（年金額が年間18万円以上の方が対象となります。）



【介護保険料の納付通知書などの送付時期】

- **普通徴収** 毎年7月中旬に保険料額決定通知書、納付通知書を送付します。
- **特別徴収** 毎年8月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）

☎32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.tokushima.jp

